

ID: 200

担当部署: まちづくり部 下水道課

処分の概要	排水設備の計画の確認及び変更確認		
例 規 名 根 拠 条 項	東大和市下水道条例 第4条		
例 規 番 号	昭和55年条例第29号		
【基準】			
第4条の規定による。 (排水設備の計画の確認)			
第4条 排水設備の新設等を行おうとする者は、申請書に必要な書類を添付してあらかじめその計画が令第8条の規定に適合するか否かについて、市長の確認を受けなければならない。			
2 前項の申請書及びこれに添付した書類を記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめその変更について書面により申請し、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、あらかじめその旨を市長に届け出ることをもってこれに代えることができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 201

担当部署: まちづくり部 下水道課

処分の概要	指定排水設備工事事業者証の交付、更新及び再交付
例規名 根拠条項	東大和市下水道条例 第5条の4第1項及び第3項
例規番号	昭和55年条例第29号
<p>【基準】</p> <p>第5条の2から第5条の4までの規定による。</p> <p>(指定排水設備工事事業者の指定の申請)</p> <p>第5条の2 前条第1項の指定排水設備工事事業者の指定は、排水設備の新設等の工事を行う者の申請により行う。</p> <p>2 指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して4年を経過した日の属する年度の末日までとする。</p> <p>3 指定排水設備工事事業者は、前項の有効期間の満了に際し、引き続き指定を受けようとするときは、指定の更新を申請することができる。この場合において、更新を受けた指定の有効期間については、前項の規定を準用する。</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第5条の3 市長は、前条第1項又は第3項の規定により申請をした者が次に掲げる要件を満たしているときは、指定排水設備工事事業者として指定するものとする。</p> <p>(1) 東京都の区域内に事業所があること。</p> <p>(2) 専任の排水設備工事責任技術者を事業所に1人以上置いていること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する者を指定排水設備工事事業者として指定してはならない。</p> <p>(1) 精神の機能の障害により排水設備の新設等の工事業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 第4条第1項の規定による確認を受けない排水設備の新設等の工事を施行した者であつて、当該事実のあつた日から2年を経過しないもの</p> <p>(4) 第6条の2の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>(5) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>(6) 法人であつて、その代表者が第1号から前号までのいずれかに該当するもの</p> <p>3 法人が前項第3号又は第4号に該当する場合において、当該法人の代表者の地位にあつた者は、当該法人が同項第3号又は第4号に該当している間(当該法人が解散した場合には、存続したものとみなして同項第3号又は第4号に該当している間)、個人又は法人の代表者として指定排水設備工事事業者の指定を受けることができない。</p> <p>(東大和市指定排水設備工事事業者証の交付)</p> <p>第5条の4 市長は、指定排水設備工事事業者の指定を受けた者に対し、東大和市指定排水設備工事事業者証(以下「工事事業者証」という。)を交付する。</p> <p>2 指定排水設備工事事業者は、工事事業者証を事業所内の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>3 指定排水設備工事事業者は、工事事業者証をき損し、又は紛失したときは、市長に再交付の申請をしなければならない。</p>	

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 203

担当部署: まちづくり部 下水道課

処分の概要	排水設備工事責任技術者の登録及び更新		
例規名 根拠条項	東大和市下水道条例 第6条の3		
例規番号	昭和55年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の3及び第6条の4の規定による。</p> <p>(排水設備工事責任技術者の登録の申請)</p> <p>第6条の3 排水設備工事責任技術者の登録は、排水設備の新設等の工事の施行に関する技術上の管理を行う者の申請により行う。</p> <p>2 登録の有効期間は、規則で定める。</p> <p>3 排水設備工事責任技術者は、前項の有効期間の満了に際し、引き続き登録を受けようとするときは、登録の更新を申請することができる。この場合において、更新を受けた登録の有効期間については、前項の規定を準用する。</p> <p>(登録の基準)</p> <p>第6条の4 市長は、次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に定める要件を満たしているときは、排水設備工事責任技術者として登録するものとする。</p> <p>(1) 前条第1項の規定により申請をした者 規則で定める試験に合格していること。</p> <p>(2) 前条第3項の規定により申請をした者 同条第2項の有効期間が満了する日前1年以内に、規則で定める更新講習を修了していること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する者を排水設備工事責任技術者として登録してはならない。</p> <p>(1) 精神の機能の障害により排水設備工事責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</p> <p>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 第4条第1項の規定による確認を受けない排水設備の新設等の工事を施行した者であつて、当該事実のあつた日から2年を経過しないもの</p> <p>(4) 第6条の6の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 205

担当部署: まちづくり部 下水道課

処分の概要	排水設備の新設等の工事の検査		
例規名 根拠条項	東大和市下水道条例 第7条		
例規番号	昭和55年条例第29号		
【基準】 第7条の規定による。 (排水設備の新設等の工事の検査) 第7条 指定排水設備工事事業者は、排水設備の新設等の工事を完了したときは、その日から5日以内にその旨を市長に届け出て検査を受けなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 208

担当部署: まちづくり部 下水道課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	東大和市下水道条例 第25条		
例規番号	昭和55年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第25条の規定による。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第25条 市長は、公益上その他特別な理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者については、1か月につき汚水排出量8立方メートルに相当する使用料を免除する。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により生活扶助を受けている者</p> <p>(2) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)により児童扶養手当の支給を受けている者</p> <p>(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)により特別児童扶養手当の支給を受けている者</p> <p>(4) 国民年金法(昭和34年法律第141号)により遺族基礎年金の支給を受けている者又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の国民年金法による老齢福祉年金の支給を受けている者</p> <p>(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 209

担当部署: まちづくり部 下水道課

処分の概要	占用の許可		
例規名 根拠条項	東大和市下水道条例 第29条		
例規番号	昭和55年条例第29号		
【基準】 第29条の規定による。 (占用) 第29条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設けて、公共下水道の施設を占用しようとする者は、占用許可願を提出して市長の許可を受けなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 211

担当部署: まちづくり部 下水道課

処分の概要	負担金の徴収猶予		
例規名 根拠条項	東大和市下水道事業受益者負担に関する条例 第7条		
例規番号	昭和58年条例第22号		
<p>【基準】</p> <p>第7条及び東大和市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第12条の規定による。 (負担金の徴収猶予)</p> <p>第7条 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、期限を定めて負担金の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 現に耕作の用に供している農地</p> <p>(2) 受益者又は受益者と生計を共にする親族に、災害、盗難その他事故等が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(負担金の徴収猶予)</p> <p>第12条 条例第7条の規定により負担金の徴収猶予を受けようとする者は、納入通知書を受け取った日又は徴収猶予の理由が発生した日から14日以内に下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があつたときは、別表第2の下水道事業受益者負担金徴収猶予基準に基づき、その適否を決定し、下水道事業受益者負担金徴収猶予決定通知書により申請者に通知するものとする。</p> <p>3 負担金の徴収猶予を受けている者は、その理由が消滅したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>4 市長は、前項の届出があつたとき、又は徴収猶予の理由が消滅したと認めたときは、下水道事業受益者負担金徴収猶予消滅通知書により通知するものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 212

担当部署: まちづくり部 下水道課

処分の概要	負担金の減免		
例規名 根拠条項	東大和市下水道事業受益者負担に関する条例 第8条		
例規番号	昭和58年条例第22号		
【基準】			
第8条及び東大和市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第13条の規定による。 (負担金の減免)			
第8条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。			
2 市長は、次の各号の一に該当する受益者の負担金を減免することができる。			
(1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者			
(2) 国又は地方公共団体が経営する企業の用に供している土地に係る受益者			
(3) 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者			
(4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者			
(5) 事業のため土地、施設又は金銭を提供した受益者			
(6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者			
(負担金の減免)			
第13条 条例第8条第2項の規定により負担金の減免を受けようとする者は、納入通知書を受け取った日又は減免の理由が発生した日から14日以内に、下水道事業受益者負担金減免申請書を市長に提出しなければならない。			
2 市長は、前項の申請があつたときは、別表第3の下水道事業受益者負担金減免基準に基づき、その適否を決定し、下水道事業受益者負担金減免決定通知書により申請者に通知するものとする。			
3 負担金の減免を受けている者は、その理由が消滅したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。			
4 市長は、前項の届出があつたとき、又は減免の理由が消滅したと認めたときは、下水道事業受益者負担金減免消滅通知書により通知するものとする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 214

担当部署: まちづくり部 下水道課

処分の概要	延滞金の減免		
例規名 根拠条項	東大和市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則 第14条		
例規番号	昭和59年規則第2号		
<p>【基準】</p> <p>第14条の規定による。</p> <p>(延滞金の減免)</p> <p>第14条 市長は、次の各号の一に該当するときは、条例第10条の規定による延滞金を減免することができる。</p> <p>(1) 負担金を納付すべき者が、災害等により納期限までに負担金を納付できなかつたとき。</p> <p>(2) 前号のほか、市長が延滞金を減免することが適当と認めたとき。</p> <p>2 前項の規定により延滞金の減免を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金延滞金減免申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申請があつたときは、その適否を決定し、下水道事業受益者負担金延滞金減免決定通知書により申請者に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日